



男女の賃金の差異の情報公表について

令和8年2月18日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の改正により、報告義務の対象事業が拡大されました。これを受け、当院でも男女間の賃金差異について公表を行っております。

以下、男女の賃金の差異の比率数値を公表いたします。

男女の賃金の差異の情報公表について				
管理職に占める女性労働者の割合	男女の賃金の差異			有給取得率
	全職員	正社員	正社員以外	
75%	97.4%	104.3%	21.3%	66%

・対象期間

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

・賃金

基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。

・対象範囲

正社員：出向者については、当院から他施設への出向者を含み、他院から当院への出向者を除く。

正社員以外：パートタイマー、委嘱職員を含む

※正社員以外については、40時間/週をもとに常勤換算を行っている

・差異についての補足説明

正社員：男女間の賃金差異はほとんどありません。ただし、当院では男性よりも女性の方が専門職の資格を有している割合が高く、専門職の賃金水準が高いことから、結果として賃金差異が生じています。今後も、賃金差異の縮小に向けて取り組んでまいります。

正社員以外：男女間の賃金差異は、専門職の有資格者が女性より男性の方が多くが要因です。

令和8年4月1日